

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	東海財務局長
<b>【提出日】</b>	平成25年 8 月 2 日
<b>【会社名】</b>	株式会社御園座
<b>【英訳名】</b>	Misonoza Theatrical Corporation
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 長谷川 栄 胤
<b>【本店の所在の場所】</b>	名古屋市中区栄一丁目6番14号
<b>【電話番号】</b>	( 052 ) 222-8201
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役総務人事部長 宮崎 敏明
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	名古屋市中区栄一丁目6番14号
<b>【電話番号】</b>	( 052 ) 222-8201
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役総務人事部長 宮崎 敏明
<b>【届出の対象とした募集有価証券の種類】</b>	株式
<b>【届出の対象とした募集金額】</b>	その他の者に対する割当 5,100,000,000円 (注)募集金額は、発行価額の総額であり、平成25年 3 月13日 (水)現在の株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
<b>【安定操作に関する事項】</b>	該当事項はありません。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社名古屋証券取引所 ( 名古屋市中区栄三丁目 8 番20号 )

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年3月18日に提出した有価証券届出書（平成25年4月26日、同年5月15日、同年5月28日、同年6月4日、同年6月28日、同年7月1日及び同年7月10日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の記載事項につきまして、同年8月2日付の取締役会決議において、発行条件等の決定時期の目処を決定いたしましたので、関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件

### 第三部 追完情報

- 1 事業等のリスクについて
- 2 臨時報告書の提出について

## 3【訂正箇所】

訂正を要する箇所及び訂正した箇所には下線を付しております。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

<訂正前>

種類	発行数	内容
普通株式	34,000,000株 (注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は1,000株であります。

(注) 1 . 当社は、平成25年6月28日開催の当社定時株主総会において、第三者割当（以下「本件第三者割当」といいます。）に係る募集事項の決定を取締役会へ委任すること、本件第三者割当に関する募集株式の数の上限を34,000,000株とすること及び払込金額（発行価額）の下限を100円とすることを決議いたしました。今後、当社取締役会において、当該委任に基づき新規発行株式の発行を決議いたしますが、その発行決議は平成25年7月から平成26年3月期第3四半期前半までのいずれかの日（以下「発行決議日」といいます。）を予定しております。発行決議日の目処につきましては、決定次第速やかに公表いたします。

（後 略）

&lt;訂正後&gt;

種類	発行数	内容
普通株式	34,000,000株 (注)2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は1,000株であります。

(注)1. 当社は、平成25年6月28日開催の当社定時株主総会において、第三者割当(以下「本件第三者割当」といいます。)に係る募集事項の決定を取締役会へ委任すること、本件第三者割当に関する募集株式の数の上限を34,000,000株とすること及び払込金額(発行価額)の下限を100円とすることを決議いたしました。今後、当社取締役会において、当該委任に基づき新規発行株式の発行を決議いたしますが、その発行決議は平成25年8月中旬のいずれかの日(以下「発行決議日」といいます。)を予定しております。

(後略)

## 2【株式募集の方法及び条件】

### (2)【募集の条件】

&lt;訂正前&gt;

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株 数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)2	未定 (注)2	1,000株	自平成25年8月2日(金) 至平成25年8月9日(金) (注)7	1株につき 発行価格と 同一の金額	平成25年8月12日(月) (注)7

(注)1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は未定であり、今後、当社の株価動向を踏まえて割当予定先との交渉を行い発行決議日に決定いたします。発行価格は払込金額と同一であり、当社は、平成25年6月28日開催の定時株主総会において、払込金額の下限を100円とすることを決議いたしました。

(中略)

6. 申込証拠金には、利息をつけません。

7. 申込期間及び払込期日は、当初の有価証券届出書の提出時点において暫定的に上記日程を予定しておりましたが、平成25年7月10日の当社取締役会決議において、発行決議を平成25年7月から平成26年3月期第3四半期前半までのいずれかの日とすることを決定いたしましたので、申込期間及び払込期日についても、かかる発行決議日の変更に応じて変更されます。確定した申込期間及び払込期日は発行決議日に公表されますが、発行決議が行われた後おおむね1か月以内に払込みが行われるよう、申込期間及び払込期日を決定する予定です。なお、発行決議日の目処につきましても、決定次第速やかに公表いたします。

&lt;訂正後&gt;

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株 数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 2	未定 (注) 2	1,000株	自 平成25年 8 月 2 日 (金) 至 平成25年 8 月 9 日 (金) (注) 7	1 株につき 発行価格と 同一の金額	平成25年 8 月12日 (月) (注) 7

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は未定であり、今後、当社の株価動向を踏まえて割当予定先との交渉を行い発行決議日に決定いたします。発行価格は払込金額と同一であり、当社は、平成25年 6 月28日開催の定時株主総会において、払込金額の下限を100円とすることを決議いたしました。

(中略)

6. 申込証拠金には、利息をつけません。
7. 申込期間及び払込期日は、当初の有価証券届出書の提出時点において暫定的に上記日程を予定しておりましたが、平成25年 8 月 2 日付の当社取締役会決議において、発行決議を平成25年 8 月中旬のいずれかの日とすることを決定いたしましたので、申込期間及び払込期日についても、かかる発行決議日の変更に応じて変更されます。確定した申込期間及び払込期日は発行決議日に公表されますが、発行決議が行われた後おおむね 1 か月以内に払込みが行われるよう、申込期間及び払込期日を決定する予定です。

### 第三部【追完情報】

&lt;訂正前&gt;

#### 1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第123期、提出日平成25年 6 月28日）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書の訂正届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年 7 月 10日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

#### 2 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第123期）の提出日（平成25年 6 月28日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年 7 月 10日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

&lt;訂正後&gt;

#### 1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第123期、提出日平成25年 6 月28日）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書の訂正届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年 8 月 2日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

## 2 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第123期）の提出日（平成25年6月28日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年8月2日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成25年7月1日提出の臨時報告書）

（中略）

（平成25年8月2日提出の臨時報告書）

### 1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、下記の内容の臨時報告書を平成25年8月2日に東海財務局長に提出いたしました。

### 2 報告内容

#### (1) 当該事象の発生年月日

平成25年7月31日

#### (2) 当該事象の内容

当社は、平成25年4月26日に成立した当社の事業再生ADR手続において対象債権者に承認された事業再生計画の一環として、資産の効率的活用及び財務体質の改善を図るため、従来、当社が舞台用大道具の製作場として活用してきた舞台美術製作場を譲渡する旨の売買契約を平成25年7月31日付で締結することにつき、同日付の取締役会決議にて決定いたしました。なお、当社は当該資産をリースバックし、御園座会館の再開発期間における当社の事務所として継続利用する予定です。

#### (3) 当該事象の損益に与える影響額

譲渡資産のリースバックに伴い、月額数十万円程度の賃借料が発生する見込みであります。